

第28回津地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成29年1月25日（水）午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

津地方裁判所B館4階大会議室

3 出席

【委員】

石井壯治委員，大熊一之委員長，大西眞純委員，加藤勘次委員，川井勝委員，須田俊明委員，高村直人委員，前川準一委員，増田啓祐委員（五十音順）

【事務担当者】

民事首席書記官，民事訟廷管理官，刑事首席書記官，刑事訟廷管理官，裁判員調整官，津簡裁庶務課長，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐

4 議事

- (1) 津地裁所長あいさつ
- (2) 新任委員の紹介等
- (3) 前々回のテーマ「利用しやすい裁判所について」その後の取組みを説明
- (4) テーマ「裁判所における配慮を要する方への対応について」概要説明
- (5) 意見交換

意見交換の要旨は，別紙のとおり

- (6) 次回意見交換のテーマ

「裁判員に対する接遇及び安全確保について」

- (7) 次回開催期日

平成29年7月4日（火）午後1時30分

(別紙)

意見交換の要旨 (◎委員長, ○委員, □事務担当者)

- 予算の制約があるのは理解できるが、これからはIT機器の整備等も合理的な配慮のために必要になると思う。
- 私の会社では障害を持つ方を雇用しているが、行政からそういった方への配慮の在り方について情報をもらうこともある。裁判所でも情報交換や事例集積が大切なのではないかと思う。
- 先程、説明のあった「合理的配慮」というのは非常にフエジーな概念で、地域性によっても、視覚・聴覚・精神的なもの、原告の場合、被告の場合によっても異なるだろう。
- ◎ 合理的な配慮については、一人ひとりの判断ではなく、組織全体で考える必要がある。障害のある方が裁判員になることについて、何か配慮すべきことはあるか。
- 障害のあることが裁判員の職務の内容と相反するとは思っていない。ただし、申出があれば辞退を認めることはある。
- ◎ 選任手続期日の6週間前には通知をするので、事前に障害をお持ちという情報を把握していれば、わかりやすい証拠調べをするなどの配慮をすることはできると思う。
- 裁判所でも、障害者への配慮のための機器がいろいろと整備されていると思った。私の勤務する水族館でもバリアフリー化が進んでおり、裁判所の中もそのような視点で見えていたが、エレベーターも手すりもそんなに問題はないと感じた。
- ◎ 失敗から学ぶというか、振り返りをして次に生かすことが大切だと思う。障害者からの指摘を受けて、対応を考え直した例もあると聞くが、このような事例をしっかりと組織的に共有することが重要と考えられる。

- 裁判所としては、障害のある裁判所利用者から合理的配慮の申出があった場合には、個々具体的な事案ごとに、提供可能な合理的配慮を検討させていただくことになるところで、聴覚障害者の傍聴に関する他庁の例として、傍聴希望者が手話通訳者を同行されている場合、裁判体と相談の上、聴覚障害のある方の傍聴席の近くに手話通訳者のスペースを確保することは考えられると回答した例があったと聞いている。
- わたしどもは金融機関であるが、窓口で認知症の方に適切に対応できるように認知症サポーターの研修を導入している。まずは、職員の意識改革が必要だと思う。
- ◎ 裁判所でも、成年後見事件の申立窓口では、専門的な知見を有する家裁調査官の協力も得ながら対応している。
- 障害者への配慮のための機器は裁判員制度が始まった当初から整備されているということで、早いなと感心した。合理的配慮は負担が過重でないものをいうとのことであるが、それが対応しないことの逃げ口上に使われないかという点は危惧している。過重な負担に当たるかどうかの基準があるとよい。民事事件について、手話通訳者の同行にかかる費用は基本的に自己負担とのことであったが、個人的には公費で負担するのが妥当ではないかと思った。
- 法廷で傍聴人がメモを取ることは最高裁判決により認められているが、視覚障害のある傍聴希望者から、メモを取ることができないので法廷でのやりとりを録音することはできないかとの問合せが寄せられ、録音は許可できない旨回答した例があったと聞いている。
- 録音はやはり認めるべきではないと思う。一緒に行った誰かがメモを取れるはずである。
- なぜ録音がダメで、メモはよいのか理由を説明することは大切だと思う。
- たまたま手をけがしている人でも、メモが取れないからといって録音を認め

ることはしないのと同じだと思う。

- 録音を認めるとインターネット上での拡散の可能性等から証人が委縮するので、録音は認めるべきではない。